

## **[事案 2020-300] 新契約無効請求**

・令和3年7月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明が不十分であったことにより、希望していた内容と異なる保険に加入されたとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年3月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)70歳で満期保険金が受け取れる養老保険だと思い契約したが、実際は70歳の保険料払込満了から5年おきに生存保険金を受け取る終身保険であった。
- (2)募集人から設計書は受領したが、5年おきに生存保険金を受け取るという説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書、設計書に契約内容が記載されており、申込書には、設計書等を受領し重要事項説明を受け、契約内容を確認・了知したことを証する欄にチェックがある。
- (2)意向確認書には、養老保険ではなく終身保険のニーズがあったことが示されている。
- (3)募集人は、設計書・契約概要・注意喚起情報等を使用して十分な説明をしている。
- (4)申込時の申立人の判断能力に問題はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。